

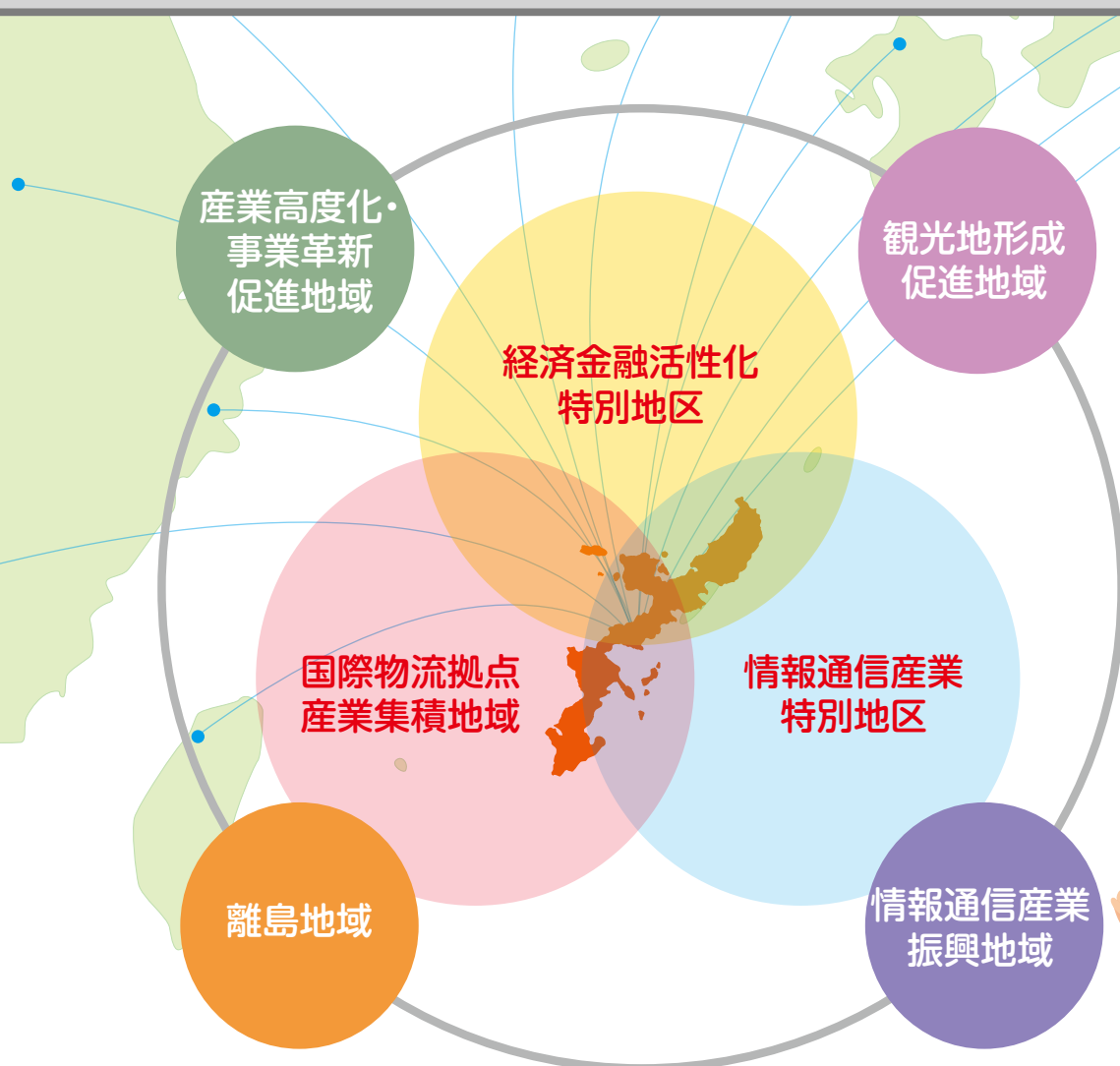
沖縄の特区・地域等税制について

沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づいて、県内の一定の地域を対象に他県にはない高率の所得控除制度をはじめ、各種の優遇税制が措置されています。これを沖縄の特区・地域等税制といいます。

**沖縄で
新規法人を設立する予定ですか？**

沖縄で設備投資を行う予定ですか？

上記いずれかに該当する事業者は、
特区・地域等税制が受けられるかもしれません！



沖縄全域が、目的や地域の特性に応じて
何らかの特区・地域に指定されています。